

10月はごみ減量・リサイクル推進月間です!

平成20年6月の新ごみ減量制度の開始により、家庭系ごみは3割の減少を達成することができました。近年のごみ量も微減傾向が続いています。資源循環型社会の構築を推進するためには、今後ともリバウンドを生じさせることなく、さらにごみを減らしていくことが必要です。

そこで、市民の皆さまにごみの減量とリサイクル意識の向上をより一層図っていただくため、10月を「ごみ減量・リサイクル推進月間」と位置づけ、意識啓発事業や市職員によるごみ集積場の見回りなどの取り組みを行います。

東日本大震災の影響により節電の取り組みが強化されるとともに、ライフスタイル見直しの機運が高まっています。毎日出すごみも日頃のちょっとした心がけで減らすことができます。この機会にごみについても一度考えてみてはいかがでしょうか。引き続き市民の皆さまのご協力をお願いいたします。



実施期間

平成23年10月1日(土)～10月31日(月)

自治会・町内会でのチラシの回覧

市内全自治会・町内会の協力を得てごみ出しマナー向上チラシを回覧します。

ごみ集積場の早朝巡視

10月中旬から下旬までの間、市の職員が市内のごみ集積場の早朝巡視を行い、ごみの持ち去りチェックや分別意識向上の啓発活動を行います。



昨年度の早朝巡視の様子

ちょっとした心がけでごみダイエット!

<p>必要のないものは買わない</p>	<p>できるだけ包装の少ない商品を選ぶ</p>	<p>お買い物にはマイバックを持参</p>	<p>使えるものはできるだけ長く使う</p>
<p>不用品はリサイクルショップ等を利用</p>	<p>スーパー等の資源店頭回収を利用する</p>	<p>生ごみはよく水を切ってから出す</p>	<p>分別ルールを守りきちんと分けて出す</p>

ごみ・資源の持ち去り禁止条例が制定されました

●制定の経緯

高品質なリサイクルを目指し、分別を細分化したことで、ごみ集積場から缶や古紙、燃やさないごみを持ち去る行為の通報が増加し、自治会・町内会の方と持ち去り者との間でトラブルが発生しました。

●制度の目的

市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出しができる環境を確保します。

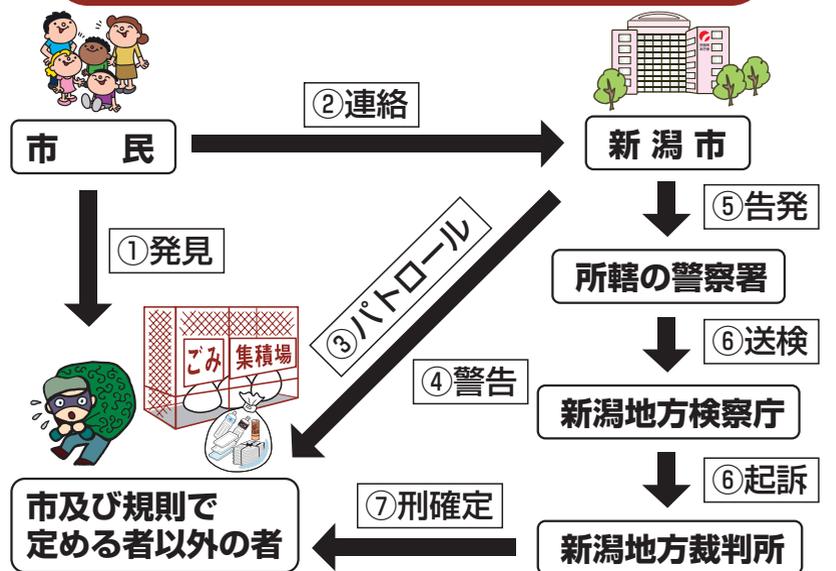
●制度の概要

市が認めた業者や人以外が、集積場に出されたごみや資源を持ち去る行為を禁止しています。市民の皆さまからの通報に基づきパトロールを行い、持ち去り行為を確認し、口頭注意や文書警告を経て、禁止命令を出します。禁止命令に従わず、更に持ち去り行為を行った場合、所定の手続きを経て20万円以下の罰金が科されます。

注意事項

- ☆持ち去りをしている人に声をかけることは**危険ですのでやめてください。**
- ☆持ち去り行為を発見したら、日時、場所、ごみの種類、持ち去りしている車両の特徴やナンバーを**できるだけ記録してください。**
- ☆持ち去り行為の通報は**廃棄物対策課(☎ 025-226-1407)又は区役所区民生活課生活環境係**にお願いします。

持ち去り行為者に対する罰則適用の流れ



- ① 持ち去り行為を発見
- ② 市役所又は区役所へ連絡
- ③ 市が通報のあった区域を重点的にパトロール (※市は日常から持ち去りパトロールを実施しています)
- ④ 証拠写真の撮影等・持ち去り者に警告・禁止命令
- ⑤ 再度同者が持ち去りを行った場合、警察又は検察に告発
- ⑥ 刑事訴訟法に基づく手続き
- ⑦ 刑(20万円以下の罰金)の確定